

## 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務方法書の変更について

### I 変更概要

今回の業務方法書の変更については、近年の国債の利回り実績にかんがみ、責任準備金の額を計算する際に用いる予定利率の見直しを行うものであり、本年3月4日付けで厚生労働大臣の認可を得たところである。

### II 変更内容

- 第27条第2項に規定する予定利率を平成25年度から年1.0%とする。  
(現行年1.5%)

- ・現行の第27条

- 1 機構は、機構法第30条の規定に基づき、副作用救済勘定及び感染救済勘定において毎事業年度末に積み立てるべき責任準備金の額を計算し、積み立てるものとする。
- 2 責任準備金(注1)の額は、当該事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付の給付に要する費用の予想額の現価(注2)として計算するものとし、その際に用いる予定利率は年1.5%とする。

(注1) 責任準備金：現に支給決定している者に対する将来の給付にあてる為に必要な金額

(注2) 現価：将来必要な金額の現時点における価額

### III 変更理由

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第19条第6項において、副作用救済給付の拠出金率を少なくとも5年ごとに再計算することと規定されている。このため、今般再計算を行った結果、平成25年度からの拠出金率を0.27/1000に変更する方針で準備を進めている。
- 再計算を行うに当たっては、救済給付金、責任準備金、付加拠出金等の将来推計を行うことにより財政見通しを作成しており、その際、直近の実績等を踏まえた前提としている。
- その中で、責任準備金を算定する際に用いる予定利率も前提の一つであり、機構では主に10年物長期国債により運用していることから、近年の国債の利回り実績にかんがみ、予定利率の見直しを行うこととし、これに関連して、業務方法書の関係規定を改正するものである。

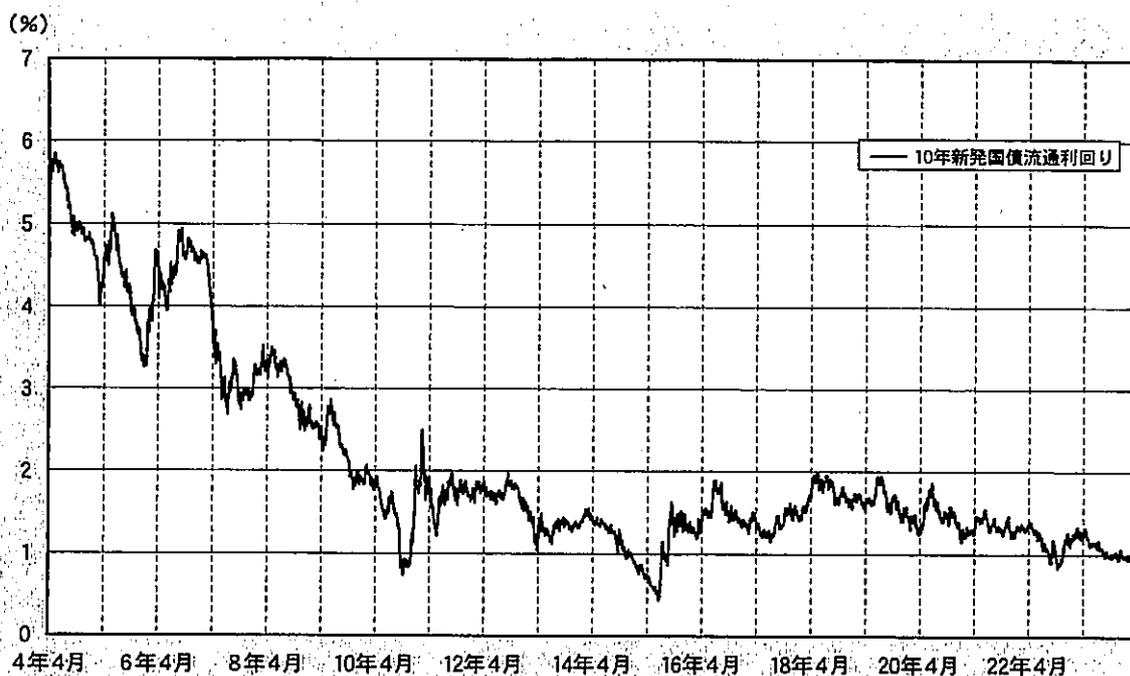
(参考資料)

- ・債務管理レポート2012(財務省理財局) 国際流通市場に係る資料編(抜粋)  
101頁 2 国債流通市場 (1)長期金利の推移(10年債) 参照

2

## 国債流通市場

### (1) 長期金利の推移（10年債）



(出所) 日本相互証券株式会社

独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書変更（案） 新旧対照表

新	旧
<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書</p> <p><b>第7章 責任準備金</b></p> <p>（責任準備金の額の計算）</p> <p>第27条 機構は、機構法第30条の規定に基づき、副作用救済勘定（機構法第29条第2項に規定する副作用救済勘定をいう。）及び感染救済勘定（同項に規定する感染救済勘定をいう。）において毎事業年度末に積み立てるべき責任準備金の額を計算し、積み立てるものとする。</p> <p>2 責任準備金の額は、当該事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付の給付に要する費用の予想額の現価（以下「給付現価」という。）として計算するものとし、その際に用いる予定利率は年1.0%とする。</p> <p>3 機構は、責任準備金の額の計算の対象となる者の範囲、給付現価を計算する際に用いる基礎率、救済給付の給付種別別の給付現価の範囲を別に定める。また、少なくとも5年ごとに基礎率の見直しを行うものとする。</p>	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済業務関係業務方法書</p> <p><b>第7章 責任準備金</b></p> <p>（責任準備金の額の計算）</p> <p>第27条 機構は、機構法第30条の規定に基づき、副作用救済勘定（機構法第29条第2項に規定する副作用救済勘定をいう。）及び感染救済勘定（同項に規定する感染救済勘定をいう。）において毎事業年度末に積み立てるべき責任準備金の額を計算し、積み立てるものとする。</p> <p>2 責任準備金の額は、当該事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付の給付に要する費用の予想額の現価（以下「給付現価」という。）として計算するものとし、その際に用いる予定利率は年1.5%とする。</p> <p>3 機構は、責任準備金の額の計算の対象となる者の範囲、給付現価を計算する際に用いる基礎率、救済給付の給付種別別の給付現価の範囲を別に定める。また、少なくとも5年ごとに基礎率の見直しを行うものとする。</p>